

資料2-1	H20.2.20
障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

障害者自立支援給付支払等システムについて

平成19年12月26日
厚生労働省障害保健福祉部

〔目次〕

- 障害者自立支援給付支払等システムについて ……2
- スケジュールについて……………5
- 地域生活支援事業について ……9
- 高額障害福祉サービス費等について ……15
- 障害児施設給付費等について ……19
- 統計処理について ……34

障害者自立支援給付支払等システム(障害児施設給付等)について

本年10月に引き続き平成20年2月に運用開始を予定していた以下の機能については、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置へのシステム対応を優先して実施するため、導入スケジュールを見直すこととする。

平成20年2月運用開始(見直し前)

- ・ 高額障害福祉サービス費
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 障害児施設給付費(特定入所障害児食費等給付費・高額障害児施設給付費・自治体独自助成を含む。)
- ・ 統計処理
- ・ その他共同処理

実施時期:平成20年2月

- ・ 統計処理

実施時期:平成20年4月、7月サービス提供分から

追加

- ・ H19.10稼動システムの緊急措置対応版

実施時期:調整中

- ・ 高額障害福祉サービス費
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 障害児施設給付費
- ・ その他共同処理

障害児施設給付費等任意委託分の導入に向けて

障害児施設給付費関係

本システムは、概ね自立支援給付費支払システムと同様のシステムとなるが、全国決済等事務の効率的な実施、事業所の利便性、高額障害福祉サービス費の支払委託との関連性等を考慮すると、委託のメリットは大きいと考えられるので出来る限り委託されるようお願いしたい。

なお、後日別途委託の予定について調査を実施する予定。

地域生活支援事業費関係

本システムは、市町村等が自らサービスコードを設定する等市町村独自の対応が必要となるが、本事業を実施する事業者は、かなりの割合で自立支援給付費を提供している可能性が考えられることから、市町村等におかれては、事業者の利便性を考慮し、委託を推進されるようお願いしたい。

なお、本システムについては、多様な改善要望も伺っており、こうした点については、今後可能な範囲で対応することとしているので、考慮した上で、今後の委託を検討願いたい。

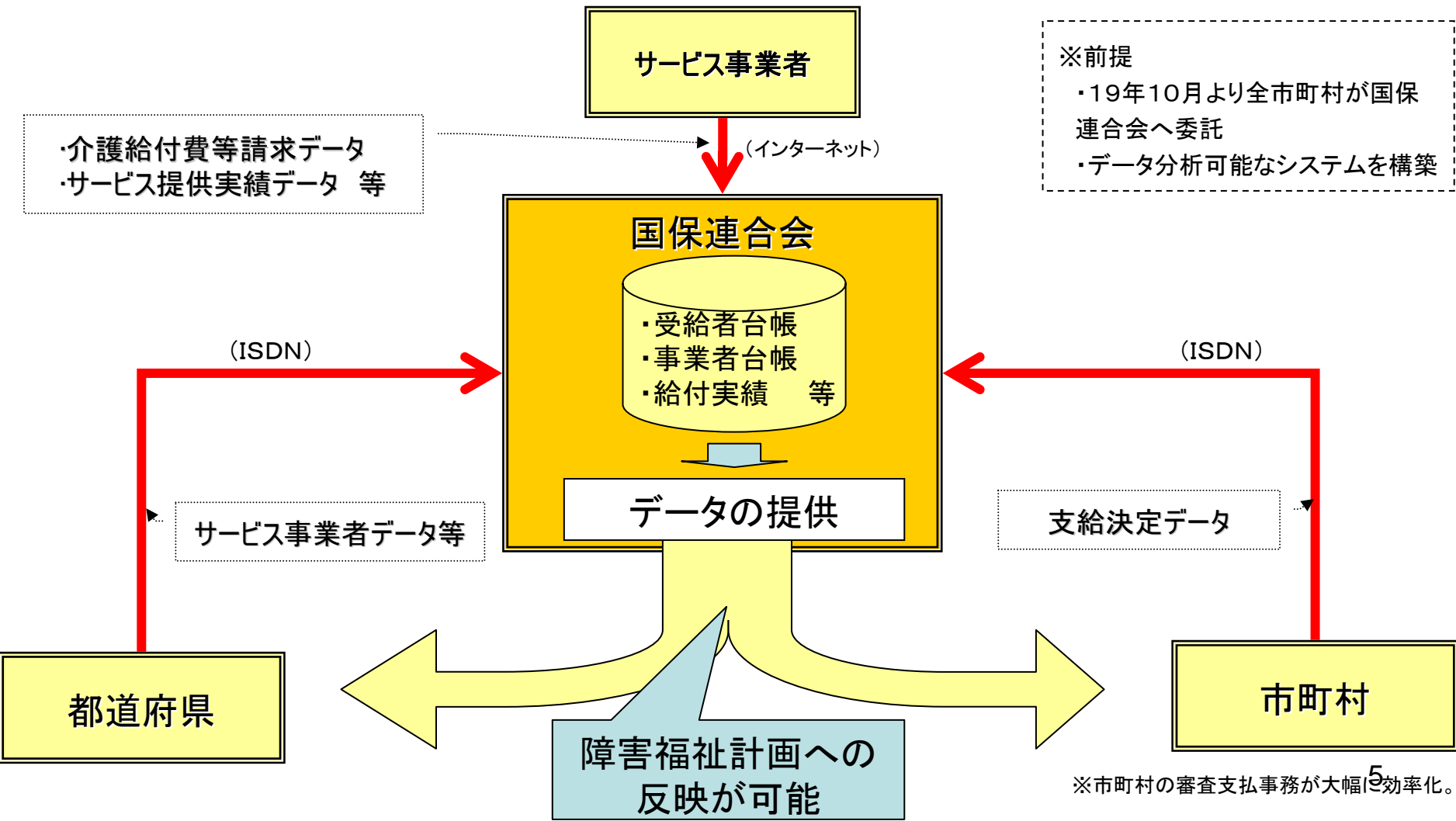
高額障害福祉サービス費関係

高額障害福祉サービス費は、市町村及び都道府県から同一世帯の三つの給付に係るデータを集約し、各給付費に応じた償還額を算定する等手間のかかる作業を経て給付されることから、障害児施設給付費に関する支払と一体で委託されれば事務処理の効果が期待される。

今後更に具体的な事務処理手順を示すこととしているので、これを勘案の上、委託について検討願いたい。

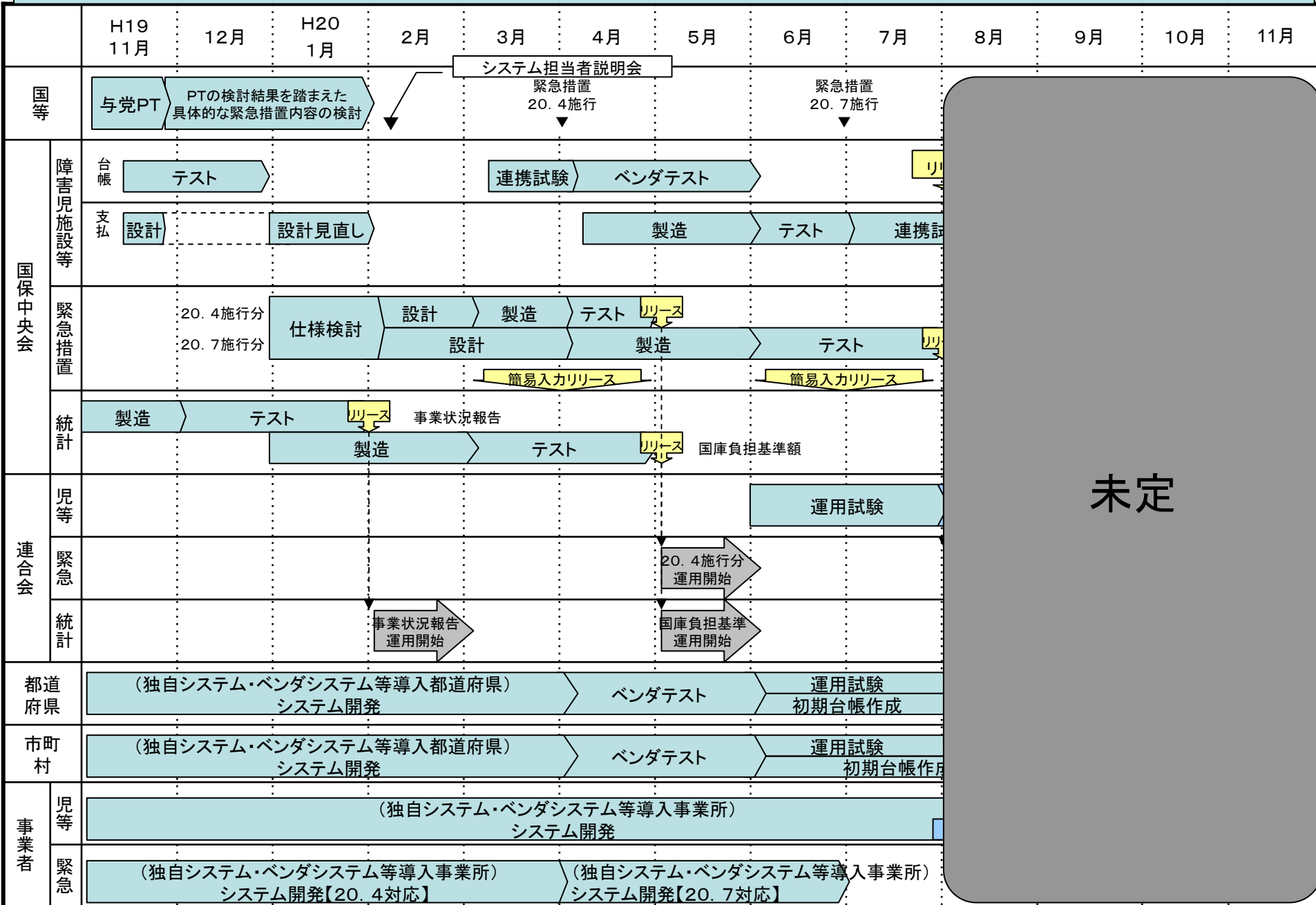
将来的な障害福祉サービスに関するデータの収集について

障害福祉計画作成・分析には、サービスの利用状況等に関する詳細なデータの分析が不可欠。一方、19年10月以降は、国保連合会において全市町村を対象とした支払事務効率化等のための支払システムが稼動予定。この支払システム稼動後は、関係機関より定期的に障害福祉サービス利用にかかる全ての情報が集約されることとなり、これを活用することにより詳細なデータ分析が可能。



スケジュールについて

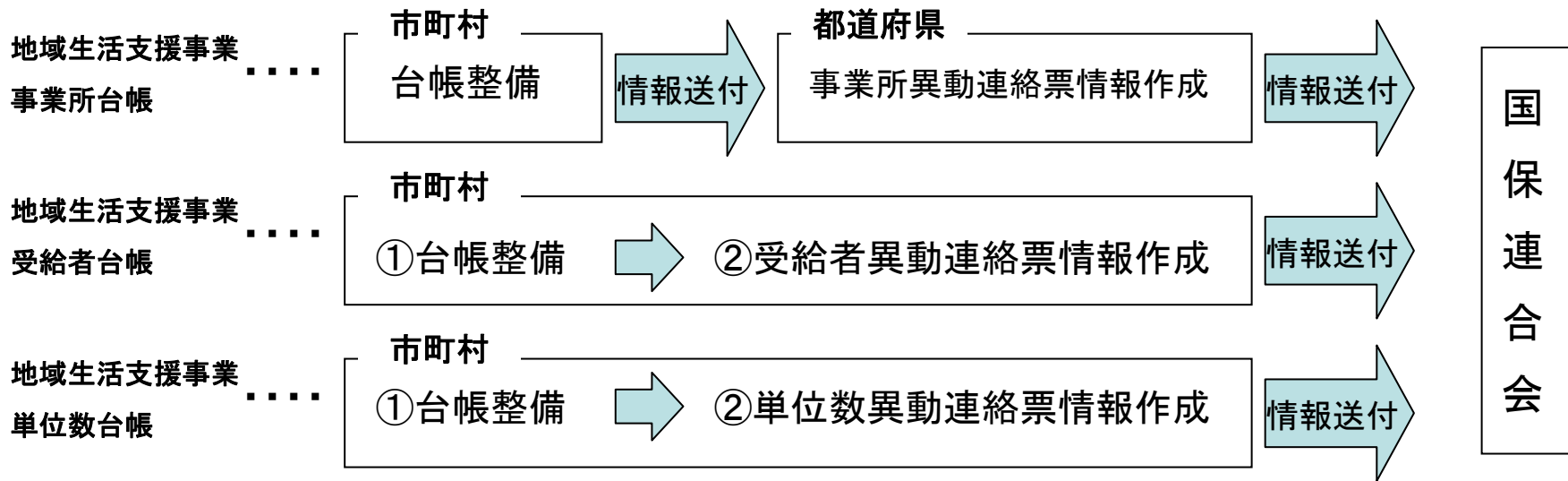
【緊急措置対応版】障害者自立支援給付支払等システム導入スケジュール(案)



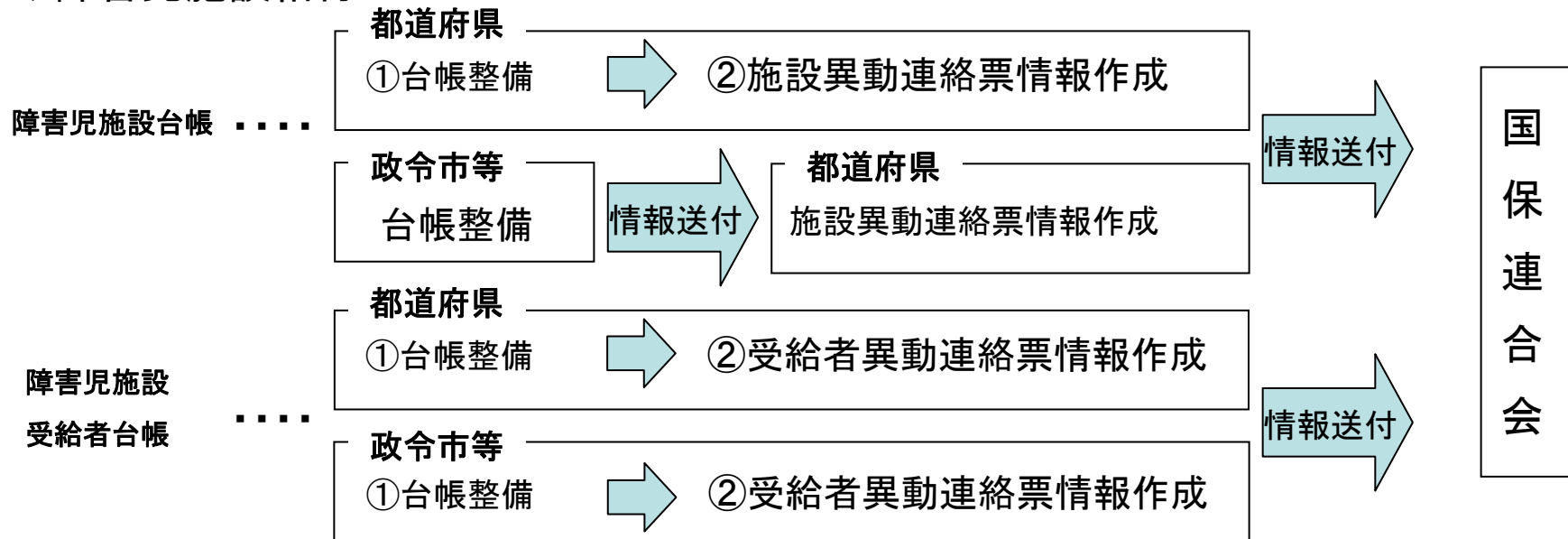
未定

※緊急措置の内容によって、スケジュールの変更があり得る。(前倒しも含む)

◇地域生活支援事業

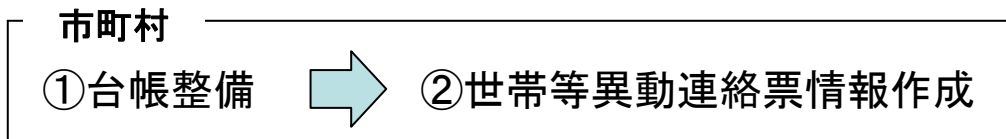


◆障害児施設給付

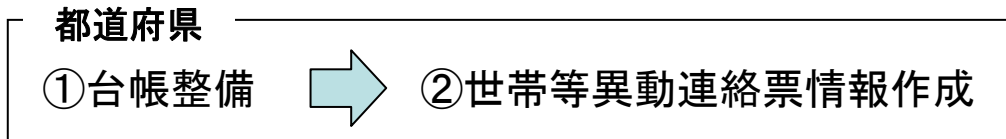


●高額障害福祉サービス費等

高額障害福祉サービス費
世帯等台帳



高額障害児施設給付費
世帯等台帳



国
保
連
合
会

地域生活支援事業について

地域生活支援事業の支払委託に関連して(案)

H18. 11. 13事務連絡
「障害者自立支援給付支払等
システムについて」抜粋

地域生活支援事業の支払事務は、市町村において個別給付的な給付決定を行う事業について、事務委託の対象とする。

例：個別の給付決定を行った外出支援事業、訪問入浴事業、日中一時事業等

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならない具体的な事業を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができるとしているもの。

各種事業への柔軟な支払事務の対応を図るため、委託者である市町村又は都道府県が下記のコードを設定するものとする。

①決定にかかるサービスコード

決定コードを市町村等で設定するため、サービス種類の範囲を限定せず柔軟な対応が可能

②請求にかかるサービスコード

請求コードを市町村等で設定するため、市町村等の設定した単価に合わせた支払が可能

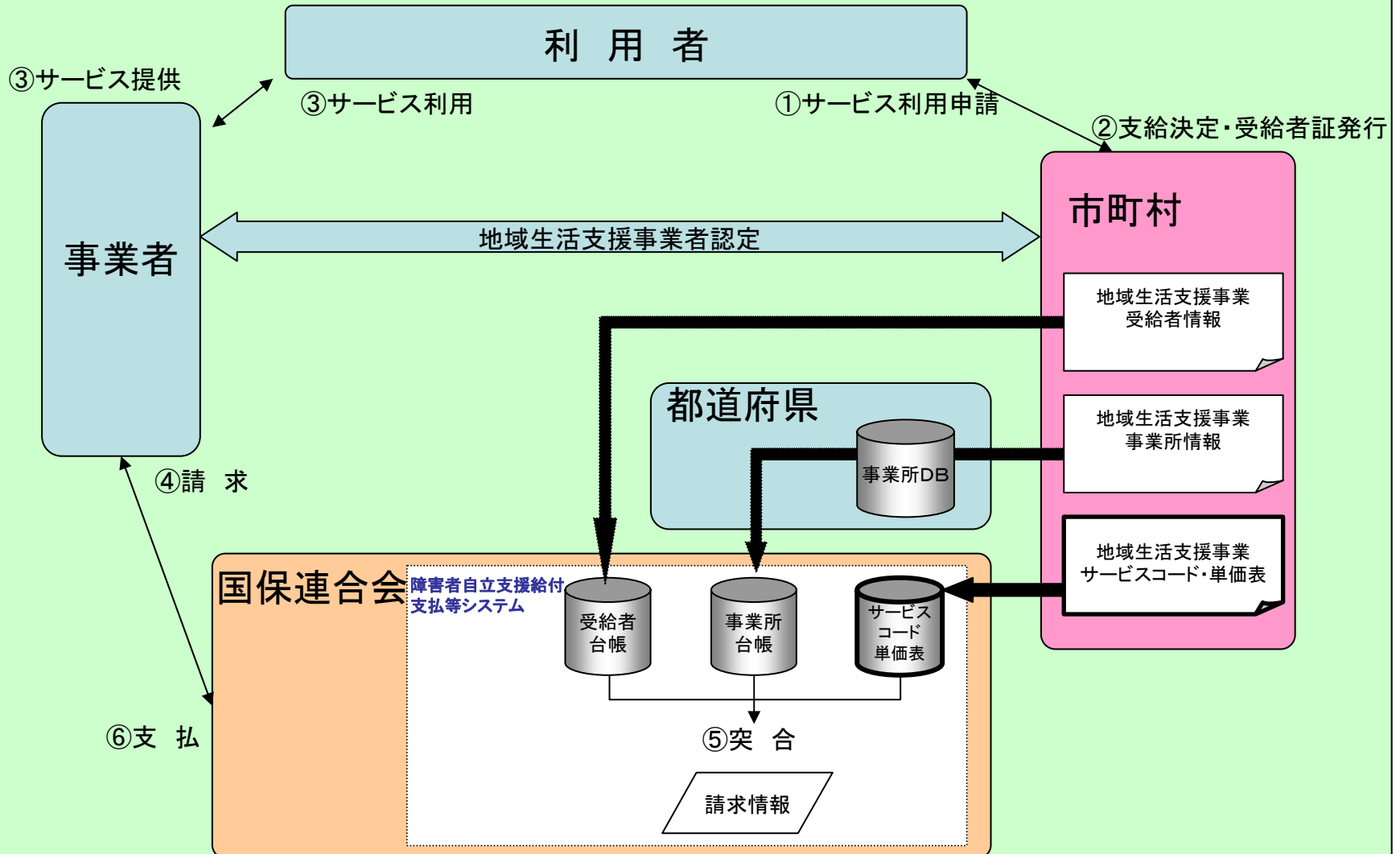


地域生活支援事業以外の自治体単独事業の障害者福祉施策にかかる支払事務についても、サービスコード等を委託者が設定することにより、支払事務委託が可能となる。

例：自治体の介護給付費等の上乗せ補助金(毎月のサービス実績による補助金等)等の支払事務

地域生活支援事業における障害者自立支援給付支払等システムの対応イメージ

障害者自立支援給付支払等システムにおいて、現在、各自治体において実施されている地域生活支援事業のうち、介護給付費等と同様の形態で実施されている事業（移動支援等、個別給付的なもの）について給付を可能とする予定である。



地域生活支援事業単位数異動連絡票等の作成について

前述のとおり、地域生活支援事業はサービスコードを市町村自らが作成し、それをもって事業所からの請求情報の点検を行うこととなる。

①決定サービスコードの設定

決定サービスコードは、支給決定を行う際のサービス種類別に設定し、地域生活支援事業受給者異動連絡票情報を作成する際に使用する。

例えば、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスを本システムで運用する場合。

- ・移動支援決定……………010000
- ・日中一時支援決定…020000
- ・訪問入浴サービス…030000

〔受給者異動連絡票情報の設定例〕

移動支援 50時間／月の決定を行った場合

受給者番号	決定サービスコード	決定支給量	決定支給期間(開始年月日)	
1111111111	010000	00005000 (整数6桁、小数点以下2桁)	20081001	

②請求サービスコードの設定

請求サービスコードは、請求を行う際の請求内容(単位数別)別に設定する。

例えば、移動支援の場合。

・移動支援0.5時間・・・010001

・移動支援1.0時間・・・010002

：

・移動支援10時間・・・010020

各コードごとに、請求単位数等を設定した単位数異動連絡票情報を登録することにより、単位数表マスタとして毎月の請求に対する点検処理に使用される。

〔単位数異動連絡票情報の設定例〕

決定サービスコード	請求サービスコード	決定支給量換算単位	請求合成単位数	給付率
010000	010001	00000050	000230	090
010000	010002	00000100	000400	090
010000	010020	00001000	001785	090

システムにおける点検内容について

地域生活支援事業所から請求があった際は、請求内容を受給者台帳と単位数表マスタを使用して点検を行う。

〔受給者台帳〕

移動支援 50時間／月の決定

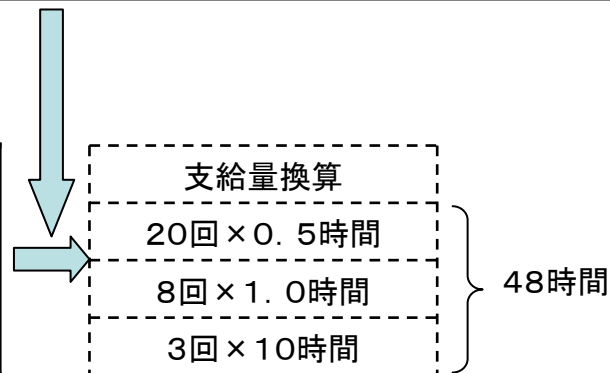
受給者番号	決定サービスコード	決定支給量	決定支給期間(開始年月日)	
1111111111	010000	00005000 (整数6桁、小数点以下2桁)	20081001	

〔単位数表マスタ〕

決定サービスコード	請求サービスコード	決定支給量換算単位	請求合成単位数	給付率
010000	010001	00000050	000230	090
010000	010002	00000100	000400	090
010000	010020	00001000	001785	090

〔請求情報〕

サービスコード	単位数	回数
010001	230	20回
010002	400	8回
010020	1785	3回



支給決定
の範囲内
⇒正常

高額障害福祉サービス費等について

高額障害福祉サービス費等について

高額障害福祉サービス費等は、同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担額を月額負担上限まで軽減を図るものである。

<合算の対象となる費用>

- ①障害者自立支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額
- ②介護保険法に基づく介護給付費の利用者負担額
- ③児童福祉法に基づく障害児施設給付費に係る利用者負担額

これらの給付実績は、市町村等の委託により各国保連合会にデータが集約され、当該業務を効率的に行うために、当機能は有効な手段となる。

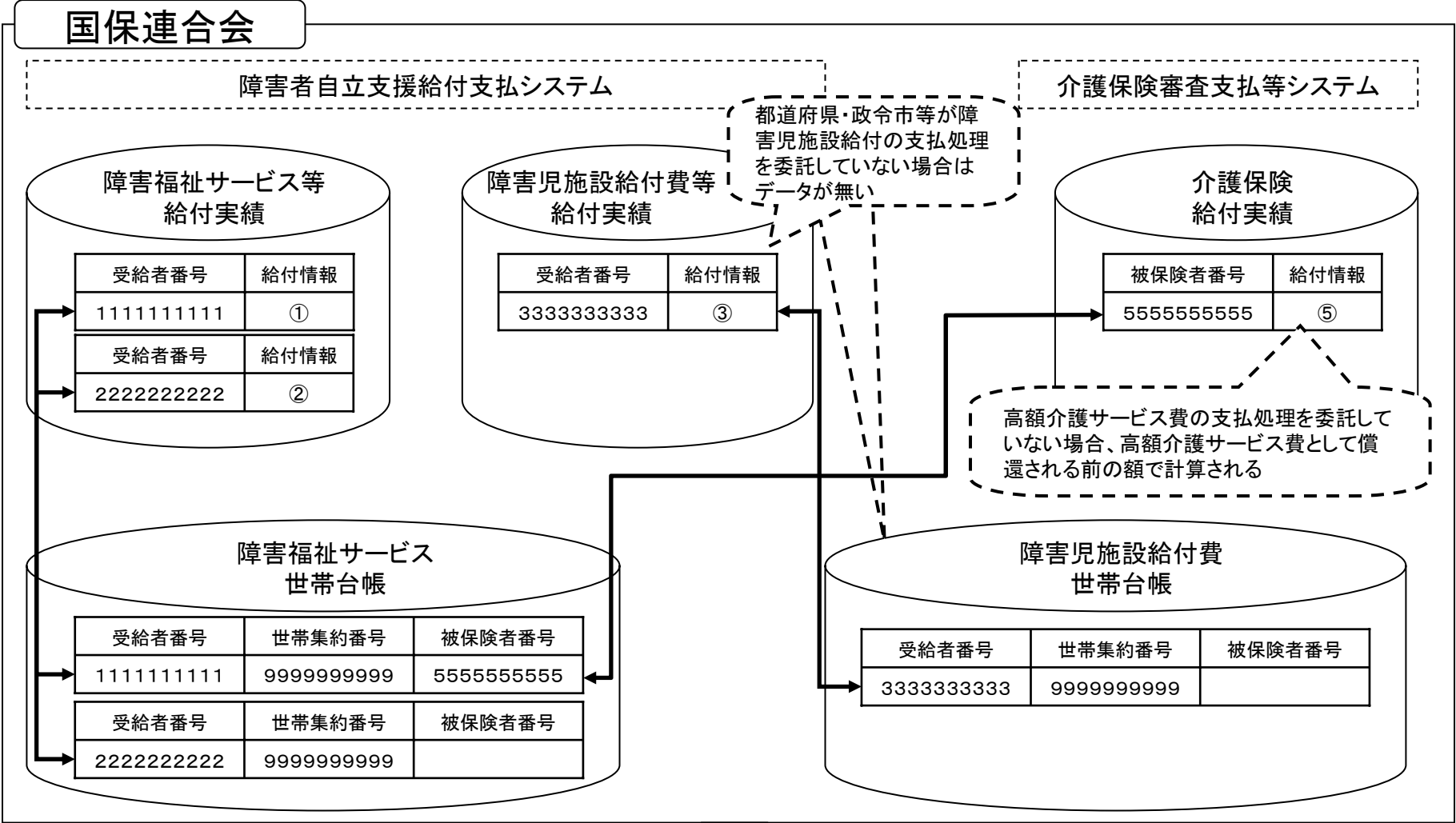
【前提条件】

高額処理を正確に行うためには、各種支払処理等を国保連合会に委託していることが前提となる。(委託していない業務があった場合、正確な計算結果が得られない。)

- ・ 市町村が、障害福祉サービス費支払処理、基準該当障害福祉サービス費支払処理を委託している。
- ・ 都道府県が、障害児施設給付費支払処理を委託している。
- ・ 介護保険の保険者たる市町村が、高額介護サービス費支給処理を委託している。

【処理概要】

同一世帯に複数の利用者がある場合でも、同一の世帯集約番号を付番することにより、3制度の給付実績を世帯ごとに集約することが可能となる。



世帯集約番号「9999999999」で、①②③⑤の給付情報が集約される。

【事前準備】

世帯等異動連絡票情報は、受給者番号をキーとしてデータを作成する。障害福祉サービス等の受給者に関するデータは市町村が、障害児施設給付の受給者に関するデータは都道府県が作成することになるが、同一世帯の場合は、同一の世帯集約番号を設定する必要があるため、同一世帯に障害福祉サービスの受給者と障害児施設給付の受給者が混在する場合は、受給者間で世帯集約番号が相違しないよう市町村と都道府県で連絡・調整が必要。

○世帯台帳登録に向けた準備

- ① 市町村・都道府県において支給決定を行った受給者を、世帯ごとに束ね、世帯集約番号の付番、基本情報等の整備を行う。なお、インタフェース仕様書に規定された項目に対する情報が不足する場合等は、適宜、受給者に対して調査を行う。（介護保険を利用している者については、介護保険の被保険者番号により給付実績を抽出するため、世帯台帳に登録が必要。）
- ② 整備した情報を基に世帯等異動連絡票情報を作成し、国保連合会に伝送する。

障害児施設給付費等について

・都道府県の準備

(1) 事業所台帳

- ① 都道府県が指定した事業所の事業所番号・基本情報等について整備を行う。整備にあたり、インタフェース項目に対する情報が不足している等の場合は、必要に応じて調査を行う。
- ② 整備した事業所情報を基に都道府県が異動連絡票情報を作成し、国保連合会へ伝送する。

(2) 受給者台帳

- ① 都道府県が支給決定を行った受給者の受給者番号・基本情報等について整備を行う。整備にあたり、インタフェース項目に対する情報が不足している等の場合は、必要に応じて調査を行う。
- ② 整備した受給者情報を基に都道府県が異動連絡票情報を作成し、国保連合会へ伝送する。

・政令市等の準備

(1) 事業所台帳

- ①政令市等が指定した事業所の事業所番号・基本情報等について整備を行う。整備にあたり、インタフェース項目に対する情報が不足している等の場合は、必要に応じて調査等を行う。
- ②整備した事業所情報を基に政令市等が異動連絡票情報を作成し、都道府県経由で国保連合会へ伝送する。

(2) 受給者台帳

- ①政令市等が支給決定を行った受給者の受給者番号・基本情報等について、7月を目途に整備を行う。整備にあたり、インタフェース項目に対する情報が不足している等の場合は、必要に応じて調査を行う。
- ②整備した受給者情報を基に政令市等が異動連絡票情報を作成し、国保連合会へ伝送する。

準備における留意事項

障害児施設給付費においても、障害福祉サービス費と同様に事業所からの請求情報と都道府県等からの支給決定情報及び事業所情報（例えば、施設毎の体制加算情報^{※1}）とを突合して、請求書等の適正・不適正についてのチェックを行うこととしている。本年10月のシステム稼働以降、台帳の不備により請求がエラーとなる事例も見られるため、事業所の安定的な事業運営に配慮し、台帳の整備にあたっては十分にご留意いただきたい。

※1 職業指導員加算の有無や自活訓練加算の有無などの情報

(1) 事業所台帳

インタフェース仕様書に則り台帳を作成することになるが、特に留意が必要な事項は以下の通り。

- ①施設の体制等によって算定可能となる加算の請求があったとき、事業所台帳の体制有無欄が「無」となっている場合、当該明細書が「エラー」となってしまうため、事業所から加算体制の届出等があった場合は適切な管理が必要。（事業所台帳と加算の関係は別添2のとおり）

②通園施設等において相互利用が行われる場合の事業所台帳の登録方法は別添3のとおり。

例えば、知的障害児が難聴幼児通園施設を利用している場合は、事業所台帳の「相互利用体制(知的)」を「有り」にし、受給者台帳の支給決定情報においては、「決定コード:難聴幼児通園施設」「相互区分:知的」と設定する必要がある。なお、肢体不自由児施設(通所)が、相互利用により他障害児童を受け入れる場合、インタフェースでは「肢体不自由児通園施設」と表記しているが、当該項目を使用することになる。(インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリクス表に「○」が漏れていますので、別添4の通り修正します)

(2) 受給者台帳

- ①心身の状態により算定可能となる加算の請求があったとき、受給者台帳の支給決定情報に当該加算の決定サービスコードが無い場合、明細書がエラーとなるため、支給決定時に告示等に規定された各種加算の要件に合致する者として認定した場合にあっては、受給者証に記載するとともに、受給者台帳の登録が必要。(支給決定情報と請求サービスコードの関係は別添1、加算との関係は別添2のとおり)
- ②上記(1)②のとおり、相互利用の場合の受給者台帳の登録方法についても留意が必要。

施設支援の種類・給付決定時に決定(確認)する加算の一覧

H18. 8. 24
全国課長会議資料抜粋

1 施設支援の種類

2 決定時に決定(確認)する加算の一覧

- ① 知的障害児施設
- ② 第1種自閉症児施設
- ③ 第2種自閉症児施設
- ④ 知的障害児通園施設
- ⑤ 盲児施設
- ⑥ ろうあ児施設
- ⑦ 難聴幼児通園施設
- ⑧ 肢体不自由児施設(入所部)
- ⑨ 肢体不自由児施設(通所部)
- ⑩ 肢体不自由児療護施設
- ⑪ 肢体不自由児通園施設
- ⑫ 指定医療機関(肢体不自由児)
- ⑬ 重症心身障害児施設
- ⑭ 指定医療機関(重症心身障害児)

施設種別	決定(確認)する加算内容				
	幼児(乳幼児)加算	重度加算	強度行動障害加算	重度重複加算	自活訓練加算
知的障害児施設	×	○	○	○	○
第1種自閉症児施設	×	○	×	○	○
第2種自閉症児施設	×	○	○	○	○
知的障害児通園施設	○	×	×	×	×
盲児施設	○	○	×	○	×
ろうあ児施設	○	○		○	
肢体不自由児施設(入所部)	○	○		○	
肢体不自由児療護施設	×	○		○	
指定医療機関(肢体不自由児)	○	○		○	

別添1

項番	支援の種類	障害区分	入所 通所	医療型 福祉型	決定サービスコード	受給者証への記載例	請求サービスコード	事業所台帳の サービス種類
1	知的障害児施設 支援	知的障害児	入所		知的障害児施設基本決定 111000	「知的障害児施設」	111111～111312 118111～118312	11
		自閉症児	入所	医療型	第1種自閉症児施設基本決定 121000	「第1種自閉症児施設」	121111～121112 128111～128112	12
			入所	福祉型	第2種自閉症児施設基本決定 131000	「第2種自閉症児施設」	131111～131152 138111～138152	13
2	知的障害児通園 施設支援	知的障害児	通所		知的障害児通園施設基本決定 211000	「知的障害児通園施設」	211111～211332 218111～218332	21
3	盲ろうあ児施設 支援	盲児	入所		盲児施設基本決定 311000	「盲児施設」	311111～311244 318111～318244	31
		ろうあ児	入所		ろうあ児施設基本決定 321000	「ろうあ児施設」	321111～321244 328111～328244	32
		難聴幼児	通所		難聴幼児通園施設 331000	「難聴幼児通園施設」	331111～331372 338111～338372	33
4	肢体不自由児 施設支援	肢体不自由児	入所	医療型	肢体不自由児施設(入所)基本決定 411000	「肢体不自由児施設(入所)」	411111～411112 418111～418112	41
				福祉型	指定医療機関(肢体不自由児)基本決定 451000		451111	
			通所	医療型	肢体不自由児療護施設基本決定 431000	「肢体不自由児療護施設」	431111～431142 438111～438142	43
				医療型	肢体不自由児施設(通所)基本決定 421000	「肢体不自由児施設(通所・ 通園)」	421111～421332 428111～428332	42
福祉型	肢体不自由児通園施設基本決定 441000	441111～441332 448111～448332	44					
5	重症心身障害児 施設支援	重症心身障害児	入所	医療型	重症心身障害児施設基本決定 511000	「重症心身障害児施設」	511111～511112 518111～518112	51
				福祉型	指定医療機関(重心)基本決定 521000		521111	52

障害児施設給付費加算一覧

別添2

区分	加算の種類	サービスコード	受給者台帳の 支給決定情報の要否	決定サービスコード	事業所台帳の 加算対象有無	障害児施設異動連絡票 情報(サービス情報)の項番
知的障害児施設	小規模施設加算	115030~115034			○	項番30:小規模施設加算の有無
	職業指導員加算	115050~115071			○	項番29:職業指導員体制の有無
	重度知的障害児支援加算(Ⅰ)	115100	○	110903	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	重度知的障害児支援加算(Ⅱ)	115101	○	110904	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	重度重複障害児加算	115110	○	110909	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	強度行動障害児特別支援加算	115120	○	110908	○	項番33:強度行動障害加算体制整備の有無
	激変緩和加算	115990・119990			○	項番43:特別対策激変緩和加算の有無
	入院・外泊時加算	115380~115391				
	自活訓練加算	115020~115021	○	110910	○	項番37・38:自活訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)の有無
	入院時特別支援加算	115340~115341				
	栄養管理体制加算(Ⅰ)	115130~115145			○	項番28:栄養管理体制加算の基準
	栄養管理体制加算(Ⅱ)	115200~115215			○	項番28:栄養管理体制加算の基準
栄養管理体制加算(Ⅲ)	115250~115265			○	項番28:栄養管理体制加算の基準	
知的障害児施設支援	重度知的障害児支援加算(Ⅰ)	125100	○	120903	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	重度知的障害児支援加算(Ⅱ)	125101	○	120904	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	重度重複障害児加算	125110	○	120909	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	激変緩和加算	125990・129990			○	項番43:特別対策激変緩和加算の有無
	自活訓練加算	125020~125021	○	120910	○	項番37・38:自活訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)の有無
第一種自閉症児施設	小規模施設加算	135030			○	項番30:小規模施設加算の有無
	職業指導員加算	135050~135067			○	項番29:職業指導員体制の有無
	重度知的障害児支援加算(Ⅰ)	135100	○	130903	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	重度知的障害児支援加算(Ⅱ)	135101	○	130904	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	重度重複障害児加算	135110	○	130909	○	項番31:重度知的障害児収容棟設置の有無
	強度行動障害児特別支援加算	135120	○	130908	○	項番33:強度行動障害加算体制整備の有無
	激変緩和加算	135990~139990			○	項番43:特別対策激変緩和加算の有無
	入院・外泊時加算	135380~135391				
	自活訓練加算	135020~135021	○	130910	○	項番37・38:自活訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)の有無
	入院時特別支援加算	135340~135341				
	栄養管理体制加算(Ⅰ)	135130~135145			○	項番28:栄養管理体制加算の基準
	栄養管理体制加算(Ⅱ)	135200~135215				
栄養管理体制加算(Ⅲ)	135250~135265					

区分	加算の種類	サービスコード	受給者台帳の 支給決定情報の要否	決定サービスコード	事業所台帳の 加算対象有無	障害児施設異動連絡票 情報(サービス情報)の項番
知的 障害児 通園施設 支援	幼児加算	215300	○	210901		
	激変緩和加算	215990・219990			○	項番43:特別対策激変緩和加算の有無
	家庭連携加算	215350~215351				
	訪問時支援特別加算	215360~215361				
	食事提供加算	215310~215311	○(*1)			
	利用者負担上限額管理加算	215370	○(*2)			
	栄養管理体制加算(Ⅰ)	215130~215145			○	項番28:栄養管理体制加算の基準
	栄養管理体制加算(Ⅱ)	215200~215215			○	項番28:栄養管理体制加算の基準
盲 ろう あ児施設 支援	小規模施設加算	315030~315043			○	項番30:小規模施設加算の有無
	職業指導員加算	315050~315078			○	項番29:職業指導員体制の有無
	重度盲児支援加算(Ⅰ)	315320	○	310905		
	重度盲児支援加算(Ⅱ)	315321	○	310906		
	重度重複障害児加算	315110	○	310909		
	幼児加算	315300	○	310901		
	激変緩和加算	315990・319990			○	項番43:特別対策激変緩和加算の有無
	入院・外泊時加算	315380~315391				
	入院時特別支援加算	315340~315341				
	栄養管理体制加算(Ⅰ)	315130~315145			○	項番28:栄養管理体制加算の基準
栄養管理体制加算(Ⅱ)	315200~315215			○	項番28:栄養管理体制加算の基準	
栄養管理体制加算(Ⅲ)	315250~315265			○	項番28:栄養管理体制加算の基準	
盲 ろう あ児施設 支援	小規模施設加算	325030~325043			○	項番30:小規模施設加算の有無
	職業指導員加算	325050~325078			○	項番29:職業指導員体制の有無
	重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ)	325320	○	320905		
	重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ)	325321	○	320906		
	重度重複障害児加算	325110	○	320909		
	幼児加算	325300	○	320901		
	激変緩和加算	325990・329990			○	項番43:特別対策激変緩和加算の有無
	入院・外泊時加算	325380~325391				
	入院時特別支援加算	325340~325341				
	栄養管理体制加算(Ⅰ)	325130~325145			○	項番28:栄養管理体制加算の基準
栄養管理体制加算(Ⅱ)	325200~325215			○	項番28:栄養管理体制加算の基準	
栄養管理体制加算(Ⅲ)	325250~325265			○		
難聴 幼児 通園施設	幼児加算	335300	○	330901		
	激変緩和加算	335990・339990			○	項番43:特別対策激変緩和加算の有無
	家庭連携加算	335350~335351				
	訪問時支援特別加算	335360~335361				
	食事提供加算	335310~335311	○(*1)			
	利用者負担上限額管理加算	335370	○(*2)			
	栄養管理体制加算(Ⅰ)	335130~335145			○	項番28:栄養管理体制加算の基準
	栄養管理体制加算(Ⅱ)	335200~335215			○	項番28:栄養管理体制加算の基準

区分	加算の種類	サービスコード	受給者台帳の 支給決定情報の要否	決定サービスコード	事業所台帳の 加算対象有無	障害児施設異動連絡票 情報(サービス情報)の項番
肢体不自由児施設(入所)	乳幼児加算	415330	○	410902		
	重度肢体不自由児支援加算	415320	○	410907	○	項番32: 肢体不自由児施設重度病棟設置の有無
	重度重複障害児加算	415110	○	410909		
	激変緩和加算	415990~419990			○	項番43: 特別対策激変緩和加算の有無
肢体不自由児施設(通所)	幼児加算	425300	○	420901		
	激変緩和加算	425990・429990			○	項番43: 特別対策激変緩和加算の有無
	家庭連携加算	425350~425351				
	訪問時支援特別加算	425360~425361				
	食事提供加算	425310~425311	○(*1)			
	利用者負担上限額管理加算	425370	○(*2)			
肢体不自由児療護施設	重度肢体不自由児支援加算	435320	○	430907	○	項番32: 肢体不自由児施設重度病棟設置の有無
	重度重複障害児加算	435110	○	430909		
	激変緩和加算	435990・439990			○	項番43: 特別対策激変緩和加算の有無
	入院・外泊時加算	435380~435391				
	入院時特別支援加算	435340~435341				
	栄養管理体制加算(Ⅰ)	435130~435145			○	項番28: 栄養管理体制加算の基準
	栄養管理体制加算(Ⅱ)	435200~435215			○	項番28: 栄養管理体制加算の基準
	栄養管理体制加算(Ⅲ)	435250~435265			○	項番28: 栄養管理体制加算の基準
肢体不自由児通園施設	幼児加算	445300	○	440901		
	激変緩和加算	445990・449990			○	項番43: 特別対策激変緩和加算の有無
	家庭連携加算	445350~445351				
	訪問時支援特別加算	445360~445361				
	食事提供加算	445310~445311	○(*1)			
	利用者負担上限額管理加算	445370	○(*2)			

区分	加算の種類	サービスコード	受給者台帳の 支給決定情報の要否	決定サービスコード	事業所台帳の 加算対象有無	障害児施設異動連絡票 情報(サービス情報)の項番	
肢体不自由児施設支援	乳幼児加算	455330	○	450901			
	医療機関(肢体不自由児)	重度肢体不自由児支援加算	455320	○	450907	○	項番32: 肢体不自由児施設重度病棟設置の有無
	重度重複障害児加算	455110	○	450909			
	激変緩和加算	455990			○	項番43: 特別対策激変緩和加算の有無	
重症心身障害児施設支援	重症心身障害児施設	激変緩和加算	515990			○	項番43: 特別対策激変緩和加算の有無
	医療機関(重心)	激変緩和加算	525990			○	項番43: 特別対策激変緩和加算の有無

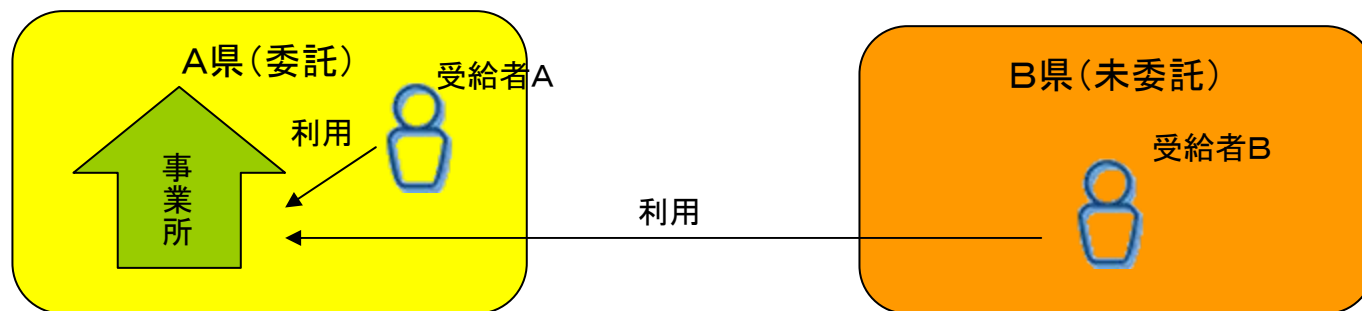
- (*1) 受給者台帳: 基本情報の食事提供加算情報(項番32~34)を設定
- (*2) 受給者台帳: 基本情報の利用者負担上限額管理情報(項番23~26)を設定

	障害種別	施設種別	障害児施設異動 連絡票情報 (サービス情報)	受給者異動 連絡票情報 (支給決定情報)
1	知的障害児	・難聴幼児通園施設	相互利用体制(知的):有り	決定コード:難聴幼児通園施設 相互区分:知的
2		・肢体不自由児施設(通所) ・肢体不自由児通園施設	相互利用体制(知的):有り	決定コード: ・肢体不自由児施設(通所) ・肢体不自由児通園施設 相互区分:知的
3	難聴幼児	・知的障害児施設	相互利用体制(難聴):有り	決定コード:知的障害児施設 相互区分:難聴
4		・肢体不自由児施設(通所) ・肢体不自由児通園施設	相互利用体制(難聴):有り	決定コード: ・肢体不自由児施設(通所) ・肢体不自由児通園施設 相互区分:難聴
5	肢体不自由児	・知的障害児施設	相互利用体制(肢体):有り	決定コード:知的障害児施設 相互区分:肢体
6		・難聴幼児通園施設	相互利用体制(肢体):有り	決定コード:難聴幼児通園施設 相互区分:肢体

障害児施設給付費の委託について

全国決済等事務の効率的な実施、事業所の利便性を考慮すると、委託のメリットは大きいと考えられるので出来る限り委託されるようお願いしたい。
(委託の有無による事務の相違は以下のとおり。)

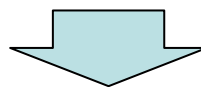
- ① 委託を行っている都道府県に所在する事業所を、委託を行っていない県の受給者が利用した場合



A県は、障害児施設給付費の支払処理を委託しているため、事業所情報及び受給者Aに関する受給者情報は、国保連合会に登録されている。

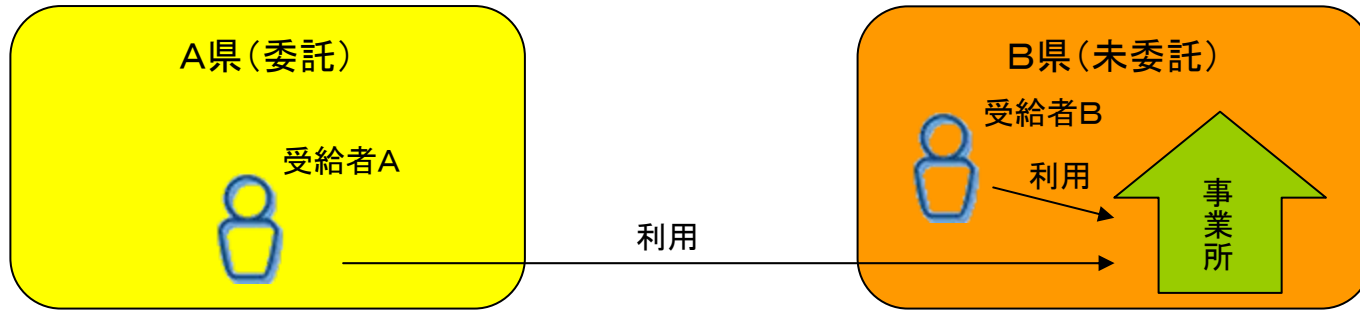
B県は、障害児施設給付費の支払処理を委託していないため、受給者Bに関する受給者情報は、国保連合会に登録されていない。

したがって、事業所は、受給者Aに係る請求は、国保連合会にインターネットで行い、受給者Bに係る請求は、B県に対して従来の方法(紙等)により行う。



事業所の事務が煩雑

② 委託を行っていない都道府県に所在する事業所を、委託を行っている県の受給者が利用した場合

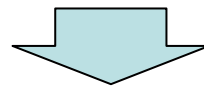


A県は、障害児施設給付の支払処理を委託しているため、受給者Aに関する受給者情報を、国保連合会に登録することになる。

B県は、障害児施設給付の支払処理を委託していないため、事業者情報及び受給者Bに関する受給者情報は、国保連合会に登録されていない。

したがって、事業所は、国保連合会にインターネットで請求を行うことができないため、A・B両県に対してそれぞれ従来の方法(紙等)により請求を行う必要がある。

A県は、当該事業所に係る分(受給者A)を、国保連合会に登録しているにもかかわらず、事業所へ直接支払いを行わなければならない。



都道府県・事業所の事務が煩雑

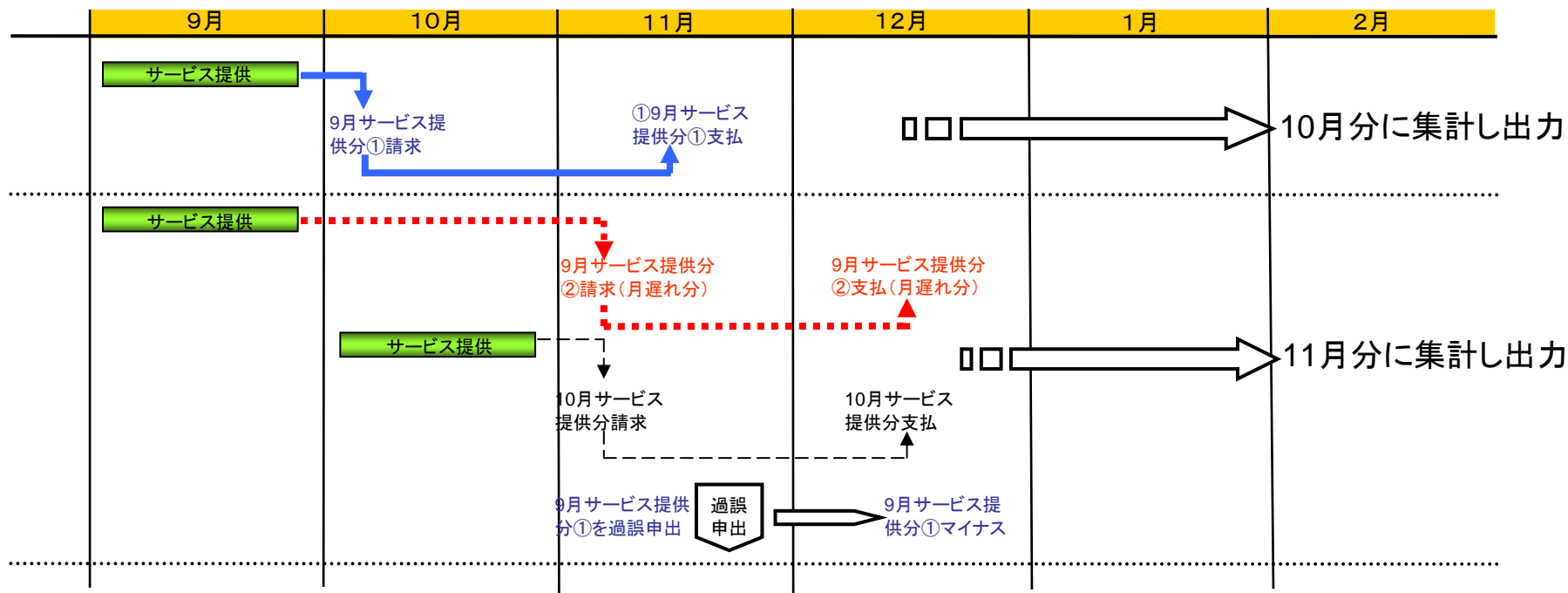
統計処理について

障害者自立支援給付 統計情報処理について

障害者自立支援給付支払等システムから次の2つの統計情報を出力する予定である。

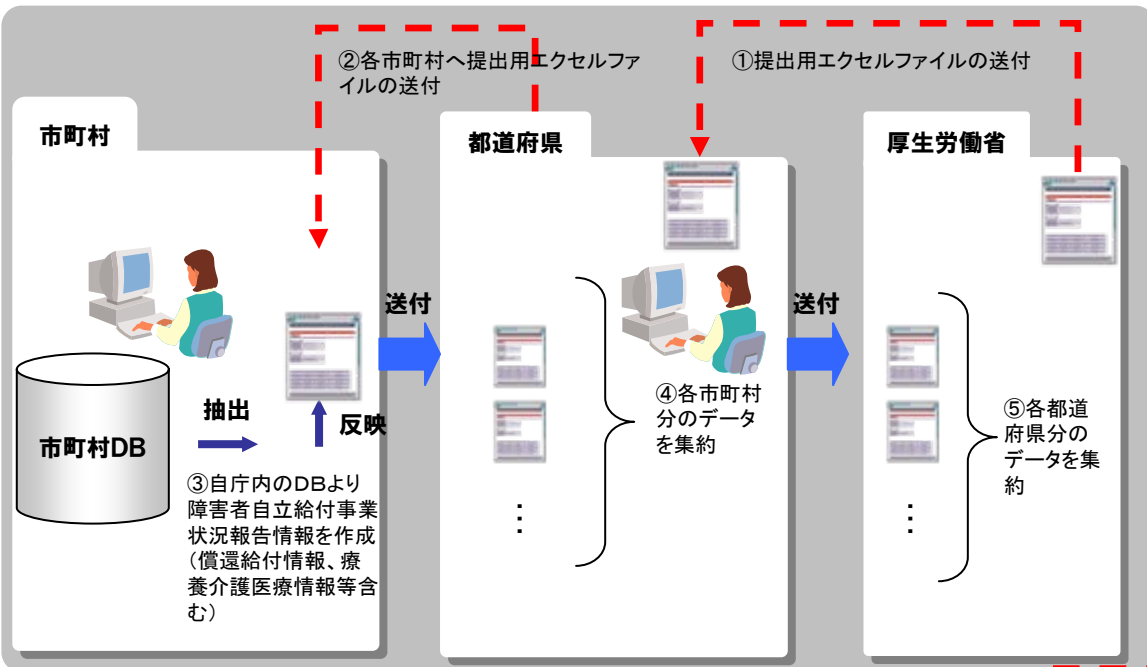
- ①事業状況報告 平成19年11月8日付事務連絡「障害者自立支援給付事業状況報告について」に基づき、厚生労働省に提出していただいている統計情報(別添1)
- ②国庫負担(補助)金 障害者自立支援給付支払等システム導入後(平成19年10月以降)の障害者自立支援法等に基づく国庫負担所要額を算出するための利用者数、給付額を算出する統計情報(別添2)

・抽出イメージ(月分の考え方)



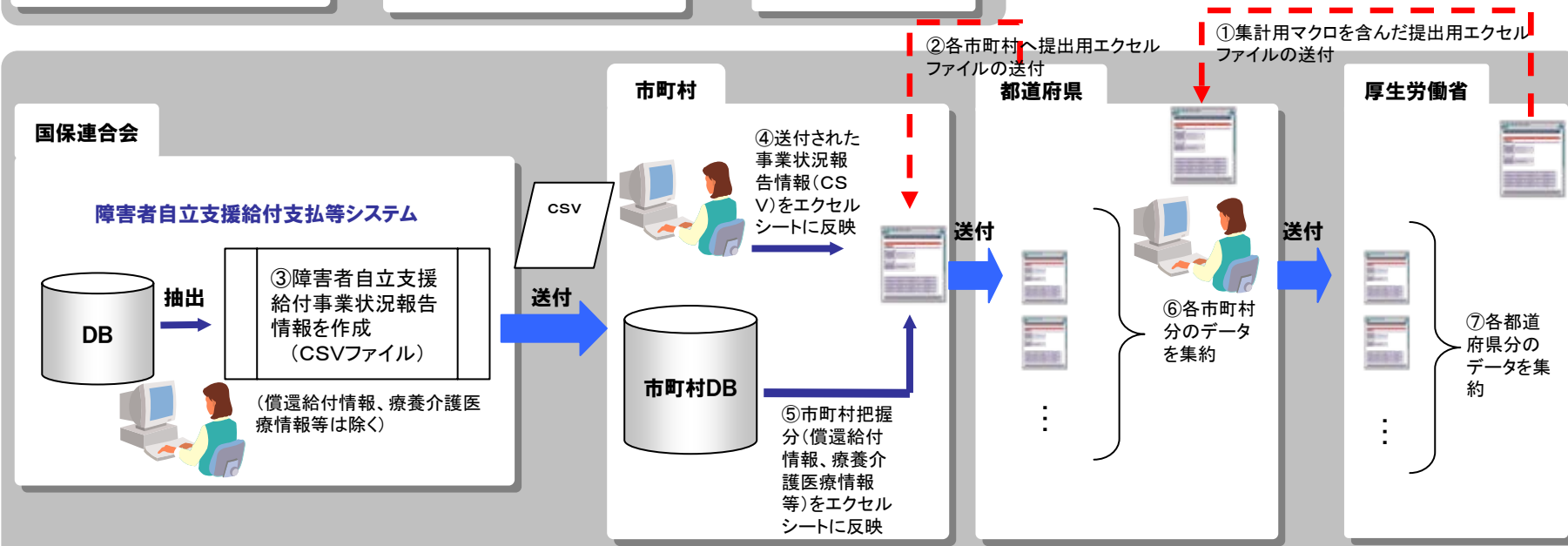
障害者自立支援給付 統計情報処理作業イメージ比較

① 国保連合会へ統計資料作成を委託しない場合



⇒ 現行の処理方法と同様

② 国保連合会へ統計資料作成を委託した場合



市町村における障害者自立支援給付 統計情報処理イメージ

〈②国保連合会に統計資料作成を委託した場合〉

1. 集計用マクロを設定した様式(エクセルファイル)を厚生労働省から都道府県に送付し、都道府県から市町村に配布する
2. 国保連合会から送付されるデータ抽出結果(CSVファイル)を上記1の様式(エクセルファイル)のシステム抽出分に反映させる
3. 自庁内のデータベースから、市町村独自給付分(償還給付情報、療養介護医療情報等)を抽出し、エクセルシートに反映させる
4. 都道府県に送付する

下記情報が集計される

市町村のデータベース等から、市町村把握分(償還給付情報、療養介護医療情報等)を抽出し、エクセルシートに反映させる

国保連合会からメールで送付された統計情報のデータ抽出結果(CSVファイル)を反映させる

1 ページ

2 ページ

3 ページ

様式1 / 様式2 / 様式3-1 / 様式3-2 / 様式3-3

事務連絡

平成19年11月8日

各都道府県担当者様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援給付事業状況報告について

日頃より、障害福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。
平成19年2月16日付け障発第0216002号による本調査について、国保連
支払システムの稼働を受けて、下記のとおり実施いたします。

なお、本調査はその必要性から総務省による届出統計として位置付けられましたので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 国保連支払システムにより本調査に対応したデータを抽出することが可能となります。現在のところ償還払い等のシステムを介さない処理を除き、システムからデータ抽出ができる予定です。(様式1のデータ抽出方法は現在システム業者と協議中)
- 国保連による本調査に関するデータ抽出については、国保連の共同処理における統計資料作成処理を委託契約している市町村に限りです。
データ抽出に必要で共同処理における統計資料作成処理を委託契約されていない市町村については、国保連との委託契約が必要になります。
契約について不明な点は国保連のご担当者へお問合せ願います。
- 「様式1」は今まで年報でしたが、9月末決定分(記載年月平成19年10月)より毎月のデータを報告してください。
- 報告の流れは、現行通り市町村から都道府県を経て国へととなります。
市町村は国保連からメールにより配布されたデータの追加及び修正を行い、県に報告することになります。(10～1月審査分のデータは2月中旬頃に国保連からメールにて市町村に配布される予定です。)
- 様式については、若干変更がありますので、添付の様式をご覧ください。
新様式は10月審査分からの使用となります。
集計用マクロを設定した様式は後日送付します。

○ 報告期限

提供月	審査月・記載月	報告期限
4～6月	5～7月	10月31日
7、8月	8、9月	12月31日
9～12月	10～1月	3月15日
1～3月	2～4月	6月15日
4～6月	5～7月	9月15日
7～9月	8～10月	12月15日
10～12月	11～1月	3月15日

*以降3か月ごとに報告

システムデータ
利用開始

担当

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉財政係 飯野
TEL 03-5253-1111 (内線 3091)
E-mail syougaiyuufu@mhlw.go.jp

